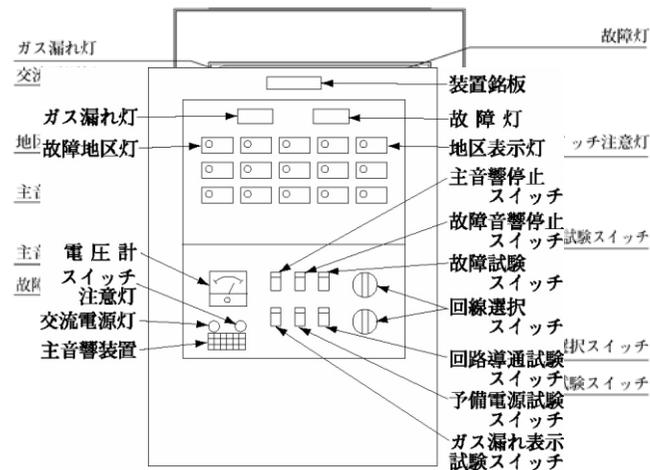




	<p>表 示 目視により確認する。</p>	<p>ア 検定合格証等が貼付されていること。  イ 銘板等に規定の表示がなされていること。  ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。  エ <b>第11の2-2図</b>の例に示すスイッチ等の表示が適正にされていること。</p>
		<p>ア 汚損、不鮮明な部分等がないこと。</p>
警戒区域の表示装置	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分等がないこと。
電 圧 計	目視又は計器等により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
ス イ ッ チ 類	目視、ドライバー及び開閉操作等により確認する。	ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
ヒ ュ ー ズ 類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に表示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
継 電 器	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
表 示 灯	所定の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。



第11の2-2図 G型受信機の例

通 話 装 置	送受信器の操作により確認する。	いずれの場所においても明瞭に相互間の通話ができること。 ※(ア) 受信機が設けられている場所相互にインターホン等が設けられている場合は、当該インターホン等の点検等も実施すること。 (イ) 同一の室内又は場所において2以上の受信機が設けられている場合は、当該通話装置は省略できる。
結 線 接 続	目視及びドライバー等を用いて確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
接 地	目視又は回路計を用いて確認する。	著しい腐食、損傷、断線等がないこと。
附 属 装 置	ガス漏れ表示試験により確認する。	ア ガス漏れ信号が表示機（副受信機）等に適正に移報されること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ ガス遮断機構等と連動している場合があるので注意すること。
ガ ス 漏 れ 表 示	目視及び次の操作により確認する。 (1) 回線選択スイッチのあるもの ① 切替スイッチを試験側に入れる。 ② 遅延時間を有するものは、1回線ごとにガス漏れ表示を確認の上順次操作する。 ③ 自己保持機能を有するものは、1回線ごとに自己保持機能を確認しながら復旧スイッチを操作し、次の回線に移行する。 (2) 回線選択スイッチがないもの 試験スイッチを回線ごとに上記に準じて操作する。	ア 各回線の表示と回線番号が一致すること。 イ ガス漏れ灯及び警戒区域の表示装置の点灯並びに主音響装置の鳴動が正常であること。 ウ 受信機の遅延時間は、60秒以内であること。 エ 自己保持機能が正常であること。
回 路 導 通	回路導通試験により確認する。	ア 各回路ごとに試験用計器の指示値が所定の範囲内であること。 イ 確認灯（導通表示灯等）によるものにあつては、点灯すること。 ※ 断線表示灯によるものにあつては断線時に点灯すること。
故 障 表 示	次の操作により確認する。 (1) 受信機、中継器又は検知器から電力を供給される方式の中継器にあつては、外部負荷に電力を供給	ア 中継器にあつては、受信機の音響装置及び故障表示灯が自動的に作動すること。 イ 検知器にあつては、受信機側で電源の停止が確認できること。

		<p>する回路のヒューズを取り外し又はブレーカを遮断する。</p> <p>(2) 受信機、中継器又は検知器から電力を供給されない方式の中継器は、主電源を遮断し、又は当該中継器から外部負荷に電力を供給する回路のヒューズを取り外し、若しくはブレーカを遮断する。</p> <p>(3) 検知器の電源停止表示機能を有するものにあつては、当該検知器の主電源の開閉器等において遮断する。</p>						
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。					
ガス漏れ検知器	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。					
	警戒状況	目視により確認する。	設置後の用途変更、間仕切変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないこと。					
	未警戒部分 設置場所及び設置位置		<p>取り付け場所、位置等が適正であること。</p> <p style="text-align: center;"><b>第11の2-1表 検知器の設置基準表</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">設置場所</td> <td style="width: 35%;"> <p>1 点検に便利な場所であること。</p> <p>2 次に掲げる場所には設けられていないこと。</p> <p>(1) 出入り口の付近で外部の気流がひんぱんに流通する場所</p> <p>(2) 換排気口の空気の吹出し口から1.5m以内の場所</p> <p>(3) ガス燃焼機器（以下「燃焼器」という。）の廃ガスに触れやすい場所</p> <p>(4) 検知器の機能の保持が著しく困難な場所</p> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>設置位置</td> <td> <p>空気に対する比重が1未満のガスの場合</p> </td> <td> <p>1 燃焼器又は貫通部（燃料用ガスを供給する導管が防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下同じ。）から水平距離8m以内に設けてあること。ただし、天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より</p> </td> </tr> </table>	設置場所	<p>1 点検に便利な場所であること。</p> <p>2 次に掲げる場所には設けられていないこと。</p> <p>(1) 出入り口の付近で外部の気流がひんぱんに流通する場所</p> <p>(2) 換排気口の空気の吹出し口から1.5m以内の場所</p> <p>(3) ガス燃焼機器（以下「燃焼器」という。）の廃ガスに触れやすい場所</p> <p>(4) 検知器の機能の保持が著しく困難な場所</p>		設置位置	<p>空気に対する比重が1未満のガスの場合</p>
設置場所	<p>1 点検に便利な場所であること。</p> <p>2 次に掲げる場所には設けられていないこと。</p> <p>(1) 出入り口の付近で外部の気流がひんぱんに流通する場所</p> <p>(2) 換排気口の空気の吹出し口から1.5m以内の場所</p> <p>(3) ガス燃焼機器（以下「燃焼器」という。）の廃ガスに触れやすい場所</p> <p>(4) 検知器の機能の保持が著しく困難な場所</p>							
設置位置	<p>空気に対する比重が1未満のガスの場合</p>	<p>1 燃焼器又は貫通部（燃料用ガスを供給する導管が防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下同じ。）から水平距離8m以内に設けてあること。ただし、天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より</p>						

					<p>燃焼器側又は貫通部側に設けてあること（燃料用ガスが使用されるものに設ける場合に限る。）。</p> <p>2 温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10mにつき 1 個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が 0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設けてあること。この場合において、ガス濃度を指示するための装置が防災センター等常時人のいる場所に設けられていること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。）。</p> <p>3 燃焼器又は温泉の採取のための設備が使用される室の天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該燃焼器等との間の天井面等が 0.6m以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、燃焼器等から最も近いものの付近に設けてあるもの。</p> <p>4 検知器の下端は、天井面等の下方 0.3m以内の位置に設けてあること。</p>
				<p>空気に対する比重が 1 を超えるガスの場合</p>	<p>1 燃焼器又は貫通部から水平距離で 4 m以内に設けてあること（燃料用ガスが使用されるものに設ける場合に限る。）。</p> <p>2 温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10mにつき 1 個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けられていること。この場合において、ガス濃度を指示するための装置が防災センター等常時人のいる場所に設けられていること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。）。</p> <p>3 検知器の上端は、床面の上方 0.3m以内のなるべく</p>

					低い位置に設けてあること。
					その他検知対象ガスの性状等に応じて設けられていること。
		適 応 性			空気に対する検知対象ガスの比重に適応するガス漏れ検知器が設けられていること。
		機 能 障 害			機能障害のおそれのある塗装、覆い等がされていないこと。
	作 動 等		(1) 試験用ガスを加える装置（以下「加ガス試験器」という。）の設定後、所定の操作を行い、確認する。 (2) 試験対象個数 ① 検知器を抜き取りで点検する場合は、輪番で、かつ、1回線ごとに設置個数5個あたりについて1個以上となるよう行うこと（端数切り上げ）。 ② 製造者の表示する有効期限を超過したものにあっては、すべて試験を行うこと。	ア 中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置が正常に作動すること。 イ 受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。 ※(7) 試験用ガスは、当該検知対象ガス又はメタン（対空気比重が1未満のガス用）若しくはイソブタン（対空気比重が1を超えるガス用）等を主成分としたものであること。 (イ) 濃度は、当該試験用ガスの爆発下限界のおおむね4分の1（温泉の採取のための設備に設ける検知器にあっては、警報設定値（爆発下限界の10分の1）の1.6倍以下）とすること。 (ウ) 作動時間の目安 (a)から(d)までにより測定した時間から、次のa及びbに定める時間を差し引いた時間が60秒以内であること。 a 中継器を介する場合は5秒 b (d)の場合は20秒 (a) 検知器に確認灯を有するもの 作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (b) 前(a)以外で検知区域警報装置又は中継器の作動確認灯を有するもの 検知区域警報装置の作動又は中継器の作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (c) 前(a)又は(b)以外で温泉の採取のための設備に設ける検知器ガスの濃度を指示するための装置が警報設定値に達し、警報を発するまでの時間	

- (d) 前(a)、(b)及び(c)以外のもの  
 試験用ガスを加えた後、受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間
- (エ) 点検を抜き取りにより行う場合は、**第11の2-2表**によるものとし、  
 図面又は点検票等に抜き取りを行った検知器の位置が明示されること。
- (オ) 抜き取った検知器から不良品が発見された場合は、その回線の全検知器について点検を実施すること。
- (カ) 裸火等を使用している場所で、加ガス試験器を使用する場合は、裸火等の使用を中止した上で点検を行うこと。

**第11の2-2表 検知器の抜き取り表**

1回線の検知器設置個数	検知器の抜き取り個数
1～5	1
6～10	2
11～15	3
16～20	4
21～25	5
26～30	6
31以上	20%相当数（端数切り上げ）

警報装置	音声警報装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
		増幅部、操作部	押しボタン等を操作し、放送を行い作動状況を確認する。	ア 作動が確実であり、音声による放送が正常に行えること。 イ 作動表示灯、モニター等が正常に表示されること。 ウ 電圧計及び出力計が正常に作動すること。 エ ヒューズ類は、損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		音圧等	放送を行い確認する。	音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械の音等と区別して聞き取れること。
	ガス漏れ表示灯	検知器の作動試験において、点灯状況を確認する。	ア 変形、損傷、脱落又は周囲に視認障害となるものがないこと。 イ 著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。 ウ 作動した検知器の設けられている区域等が容易に識別できること。	
検知区域	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。	

	警報装置	取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
		音圧等	検知器を作動させ鳴動状況を確認する。	ア 規定の音圧以上であり、音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。 イ 一の検知器が有効にガス漏れを検知できる区域内の各部分において有効に聞き取れること。
	鳴動区域	検知器を作動させ確認する。	鳴動区域が適正であること。	

### 3 総合点検

点検項目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法
同時作動	2回線を同時に作動させ確認する。	中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
検知区域警報装置の音圧	検知器を作動させ、検知区域警報装置を鳴動した場合に、当該装置の中心から前方1 m離れた位置で指示騒音計（A特性）を用いて、規定の音圧が得られるか確認する。この場合、ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。	音圧は、70 d B以上であること。
総合作動	非常電源に切り替えた状態で、任意の検知器を作動させ確認する。 ※ 非常電源に代えて予備電源で実施してもよい。	燃料用ガスが使用されるものに設けられている場合にあつては、中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設けられている場合にあつては、ガスの濃度を指示するための装置、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であること。）。